平成２５年（フ）第４５０５号
埼玉県さいたま市南区沼影１丁目17―30―303
債務者　馬場　亮平
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５０７号
東京都足立区鹿浜６丁目21―17―201　プレミール鹿浜Ⅰ
債務者　功刀　優一
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５０８号
神奈川県横浜市港南区東芹が谷17―５―202
債務者　清水もと子
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５１２号
東京都大田区新蒲田２―12―２―301、住民票上の住所東京都荒川区南千住３丁目41―４―510
債務者　尾幡　弥生
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５１６号
千葉県大網白里市大網123―３
債務者　吉田　浩二
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５１８号
千葉県千葉市中央区大巌寺町334―20
債務者　古賀　史朗
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５２０号
東京都千代田区神田須田町１丁目11―２
債務者　高橋　正至
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５２４号
東京都板橋区板橋１丁目49―９―306
債務者　曽我　恵里（旧姓新野見）
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５２５号
東京都杉並区上井草３丁目11―13　パークハイツⅡ―103
債務者　村田　守弘
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５２６号
東京都杉並区阿佐谷南２丁目２―７
債務者　荻原麻利恵
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５２７号
東京都町田市小山田桜台１丁目21―１―95―301
債務者　吉田　雅志
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５３０号
東京都大田区仲六郷３丁目13―12―101
債務者　友永　久美（旧姓上甲）
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５３１号
東京都板橋区相生町３―９―108
債務者　田子　理佐
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５３３号
東京都江戸川区西葛西３丁目４―10　メゾン丸正３―102
債務者　渡辺　眞樹
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４３号
静岡県浜松市中区上島５丁目７番12号上島コーポＢ―401
債務者　松尾　マイケルこと　マツオ　マイケル
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係